

# 4 段位授与規程（案）

2012年 6月23日

公益社団法人日本武術太極拳連盟  
太極拳指導員委員会・太極拳技能検定委員会

## 1. 授与対象者：

- 1) 4 段位への昇段は、3 段位取得後満 3 年以上経過した人を対象とする。
- 2) 下記に定める「中央研修会」を 2 回、「ブロック講習会」を 1 回受講した人にたいして、2 回目の「中央研修会」において、「4 段位技術教程」＜資料 1＞に基づく研修達成度の評価を行い、A 評価を得た人に 4 段位を授与する。B 評価を得た人は、次期に開催される「中央研修会」2 回、「ブロック講習会」1 回をあらためて受講したうえで、昇段を目指すことができる。
- 3) 日本連盟本部研修会の講習会（各 3 日間）を 6 回以上受講した本部研修生にたいしては、別途、「4 段位技術教程」＜資料 1＞に基づく研修達成度の評価を行い、A 評価を得た人に 4 段位を授与する。

## 2. 研修会参加期分け：

1994 年度以降に 3 段位を取得した人にたいして、「中央研修会 実施日程」を示して「参加意向調査」を行う。同調査で、参加希望会場と参加希望日程（第 1～第 3 希望まで複数回答）の回答を集計したうえで、参加回答者に、参加可能日程を示す。一会場に多数の参加希望者が集中した場合には、「4 段位研修会実施計画/ABC 期分け」に基づいて、取得年度と ABC 期分けが早い人で年齢の高い人を優先して、参加可能日程を定める。

## 3. 特別推薦状：

4 段昇段研修会に参加を希望する者は、所属加盟団体長および所属都道府県連盟会長による、「特別推薦状」（参加申込書所定欄）を提出しなければならない。

## 4. 中央研修会とブロック講習会

### 1) 中央研修会：

「本部研修センター（東京）」および「大阪トレーニングセンター（大阪）」で、「4 段位昇段中央研修会（以下、「中央研修会」）」を、原則として、毎月各 1 回（平日 2 日間）開催する。講師は日本連盟中央講師が担当する。参加費用は 1 人 1 回 2 万円とする。

### 2) ブロック講習会：

7 ブロックで「4 段位昇段ブロック講習会（以下、「ブロック講習会」）」を、「4 段位研修会 実施日程」で定める期間内に実施する。参加対象者は 3 段取得者を対象とし、取得年限を設けず、講習会参加定員、参加費用等は各ブロックの状況に応じて定める。中央研修会参加者に限らず、今後中央研修会を受講する予定の人も参加できることとする。

実施日は、1 回につき、平日または休日の連続した 2 日間とする。

「ブロック講習会」はブロック太極拳委員会が主管し、講師は、4 段本部研修生が担当する。

なお、「中央研修会」に受講した人が、本講習会を受講し、修了した時には、ブロック委員会は日本連盟太極拳指導員委員会宛てに、該当者のブロック講習会修了届けを提出することとする。

## 5. 継続研修会：

「4 段位研修会 実施日程」に定めている期間に、「本部研修センター（東京）」および「大阪トレーニングセンター（大阪）」で「継続研修会」（平日 2 日間）を開催する。参加対象者は、2 回目の中央研修会で B 評価を得た人を対象とする。講師は日本連盟中央講師が担当する。

参加希望者は、別途作成する「継続研修会参加申込要領」に基づいて参加申込みをすることができる。参加費用は 1 人 1 回 2 万円とする。

## 6. 認定証書：

規定の研修会を経て「4 段位技術教程」＜資料 1＞に基づく A 評価を得た人を 4 段位に認定し、認定証書を発給する。認定登録料は 1 人 4 万円とする。

認定登録料の分配比率は、都道府県連盟加盟団体：都道府県連盟：日本連盟 = 3：3：4 とする。

## 5 段位授与規程（案）

### 1. 授与対象者：

- 1) 5 段位への昇段は、4 段位取得後満 4 年以上経過した人を対象とする。
- 2) 年 1 回 2 日間、「本部修センター（東京）」で開催する「5 段位昇段審査会」に参加し、「5 段位技術教程」＜資料 1＞に基づく技術評価と、「特別推薦状」に記載される普及貢献実績を審査したうえで、授与する。授与条件を達成しなかった人は、次期の昇段審査会を受審して昇段を目指すことができる。受審費用は、1 人 1 回 2 万円とする。

### 2. 昇段審査会開催時期：

第 1 回 5 段位昇段審査会は、2019 年度に開催する。

### 3. 特別推薦状：

5 段昇段研修会に参加を希望する者は、所属加盟団体長および所属都道府県連盟会長による、「特別推薦状」を提出しなければならない。推薦状に、被推薦人の普及貢献実績に関して、所属加盟団体長および所属都道府県連盟会長による推薦状が添えられなければならない。

### 4. 審査基準：

- 1) 技術審査：「5 段位技術教程」＜資料 1＞に基づき、太極拳最高段位者としての技術と風格を備えているか否かを審査する。
- 2) 貢献度審査：特別推薦状による被推薦人の太極拳普及振興活動と技術指導者としての実績と貢献度を審査する。

### 5. 認定証書：

審査会を経て、上記審査基準に基づく合格認定の評価を得た人を 5 段位に認定し、認定証書を発給する。認定登録料は 1 人 5 万円とする。

認定登録料の分配比率は、都道府県連盟加盟団体：都道府県連盟：日本連盟 = 3：3：4 とする。

以上

## 4 段位技術教程（案）

2012 年 6 月 23 日

公益社団法人日本武術太極拳連盟  
太極拳指導員委員会・太極拳技能検定委員会

4 段位の技術教程を、下記の 3 項目とする。

記

1. 2012 年度「3 段検定重点点検項目（1～4）」の習熟度を高める。
2. 「24 式太極拳」の套路演練において、下記の技法を体得する。
  - 1) 放鬆による身法の「開合」および手法との結合（起、落、抱、分、推、雲、棚、捋、擠、按）
  - 2) 放鬆による「外三合」協調（肩一胯、肘一膝、手一足）
  - 3) 心静体鬆・氣沈丹田
3. 相對練習による聽勁・運勁

以上

## 5 段位技術教程（案）

5 段位の技術教程を、下記の 3 項目とする。

記

1. 「24 式太極拳」演武における内外相合 = 「外三合」と「内三合」（意・氣・勁）
2. 伝統太極拳演武における内外相合 = 「外三合」と「内三合」（意・氣・勁）
3. 推手演練（四正手）における聽勁・運勁・化勁・発勁

以上

# 4 段位昇段研修会 実施要綱 (案)

2012年 6 月23日

公益社団法人日本武術太極拳連盟  
太極拳指導員委員会・太極拳技能検定委員会

本要綱は、日本連盟太極拳指導員委員会が実施する「4段位昇段中央研修会」および「4 段位昇段ブロック講習会」の実施について定める。

## 4 段位昇段中央研修会 実施要綱：

1. 実施組織：4 段位昇段中央研修会は、日本連盟太極拳指導員委員会が実施し、参加手続きは日本連盟事務局にたいして行う。
2. 開催期分けと参加対象者：
  - 1) 第 1 期中央研修会：「4 段位昇段研修会 実施日程」に基づいて、1994年度から2008年度までの期間に 3 段位を取得した人を対象とする第 1 期中央研修会を、2012年12月から2014年10月までの期間に開催する。
  - 2) 第 2 期中央研修会：2009年度から2011年度までの期間に 3 段位を取得した人を対象とする第 2 期中央研修会を、2014年11月から2016年10月までの期間に開催する。
  - 3) 第3期中央研修会：2012年度に 3 段位を取得した人を対象とする第 3 期中央研修会を、2016年 5 月から2018年 4 月までの期間に開催する。
  - 4) 第 4 期中央研修会：2013年に 3 段位を取得した人を対象とする第 4 期中央研修会を、2017年 6 月から2018年12月までの期間に開催する。
  - 5) 第 5 期中央研修会～第 7 期中央研修会：2014年に 3 段位を取得した人を対象とする第 5 期中央研修会、2015年に 3 段位を取得した人を対象とする第 6 期中央研修会、2016年に 3 段位を取得した人を対象とする第 7 期中央研修会を<資料 3>に従って開催する。
3. 第 1 期研修会参加意向調査：

本年 7 月中旬に、1994年度から2008年度の期間に 3 段位を取得した人を参加対象者として、対象者の登録住所宛てに、「第 1 期研修会参加意向調査」を送付する。

これらの対象者で第 1 期研修会の中央研修会に参加することを希望する人は、「中央研修会実施日程」に基づいて、「調査回答書」に、2 回の中央研修会の参加希望日程・会場（東京または大阪）を各々第 1 希望日程から第 3 希望日程まで記載して回答する。参加意向調査の回答期限は、8 月中旬とする。

なお、参加対象者のなかで、2012年12月から2014年10月までの期間に参加できない場合は、第 2 期中央研修会またはそれ以降の中央研修会に参加することができることとする。
4. 希望会場・日程の調整：
  - 1) 中央研修会に参加を希望する人は、1 回目中央研修会と 2 回目中央研修会の参加希望日程を、「調査回答書」で回答する。3 回目、4 回目等の参加希望は差し控えること。2 回目の研修会で B 評価を受けた人については、あらためて、その後の開催日程のなかで、参加希望日を選択することができる。
  - 2) 「調査回答書」で回答する際には、A B C 区分に制約されず、各自の都合に基づいて希望日程を申告することができる（例：1 回目研修会は、1 期 C - 東京1回目、2 回目研修会は、1 期 D - 東京 3 回目、など）。但し、2 回目の中央研修会は、「ブロック講習会」に参加し、修了した後に開催されるものでなければ、2 回目の中央研修会で、段位認定の評価を受けることができないので、注意を要する。
  - 3) 調査回答を集計した結果、1 会場に受講希望者が多数集中した場合は、会場の適正参加者人数に基づいて、希望者のうちで、(1)A B C 期分けの若い順を優先する、(2)次に、3 段取得年度が早い人を優先する、(3)なおかつ、多数の場合は、年齢の高い人を優先する。
  - 4) 上記の優先基準に基づいて、本年12月の 1 期 A - 東京 1 回目・大阪 1 回目から、1 月の 1 期 B - 東京 1 回目・大阪 1 回目と順次、各会場の参加者の配置調整を行う。
  - 5) 回答者の第 1 希望日程が、上記の優先基準によって受理されない場合は、当該回答者の第 2 希望

日程について、上記と同様な配置調整を行う。それでも、受理されない場合は、第3希望日程について配置調整を行う。

5. 配置調整と確定参加申込み：

9月中旬に、日本連盟事務局から回答者全員に、会場別の配置調整の結果と、回答者の希望日程の受理、不受理について書面で通知する。受理の人には、「研修会参加申込書」を送付する。

不受理の人には、別途、定員に余裕がある受講可能会場一覧を示す。

1) 受理の通知を受けた人は、10月15日（火）を提出期限として、「研修会参加申込書」を日本連盟事務局に送付し、受講料2万円を指定の方法で納付する。

2) 不受理の人で、他の受講可能会場一覧にもとづいて、あらためて参加希望日程を指定する場合は、10月15日（火）を提出期限として、「調整日程参加回答書」を日本連盟事務局に送付する。日本連盟事務局は、「調整日程参加回答書」にもとづいて、回答者に受理通知と「研修会参加申込書」を送付する。

6. 受講票送付：

「研修会参加申込書」と受講料を受領した人には、研修会開催1カ月前を目途として、「受講票」を送付する。

7. 評価認定の結果通知：

2回目の中央研修会において、技術評価を受けた人にたいして、A評価またはB評価の結果を、本人宛てに書面を送付して通知する。

## 4 段位昇段 ブロック講習会 実施要綱：(案)

1. 実施組織：4 段位昇段ブロック講習会は、日本連盟ブロック太極拳指導員委員会が主管して実施し、参加手続きはブロック太極拳指導員委員会にたいして行う。
2. 参加対象者：当該ブロックの都道府県連盟に所属する第1期中央研修会の参加対象者およびその他の3段取得者が参加することができることとし、原則として3段取得年限を設けないこととする。  
但し、実施会場規模、担当講師人数等の条件により参加者の人数を制限する必要がある場合は、ブロック太極拳委員会が参加者の3段取得年限を限定して開催することができる。
3. 講習会講師：日本連盟本部研修生で4 段位を取得した者が講師を担当する。
4. 講習会の開催時期：平日または休日の連続した2日間で実施する。開催時期は「4 段位昇段研修会実施日程」(ABC期分け) <資料3>に記載されている期間に開催する(第1期は、2013年2月～3月、5月～6月、2014年2月～3月、2014年5月6月)。
5. 所属ブロック講習会：参加者は、所属都道府県連盟の所属ブロックにおける講習会に参加するものとし、他のブロックで開催される講習会に参加することはできないものとする。
6. 講習会実施態様：ブロック講習会の参加費は、ブロック太極拳指導員委員会が定める。担当講師の日当その他についても、同委員会が定めて実施する。講習会事業の収支報告を、ブロック理事宛てに提出することとする。
7. 講習会実施報告書：ブロック講習会を実施したブロック太極拳指導員委員会は、日本連盟太極拳指導員委員会にたいして、「実施報告書」(書式有り)を提出しなければならない。報告書には、講習会修了者名簿を添付し、修了者のうち、中央研修会に参加した者、あるいは参加を予定している者があれば、その旨を明記する(書式有り)。

以上